

恵庭市市民参加推進方針(案)について

1. 方針の概要

本方針は、「恵庭市行政改革大綱 2026」に基づく個別計画として、以下の通り策定する。

目 的	「恵庭市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）」の理念および「恵庭市行政改革大綱 2026（以下「大綱」という。）」の推進項目に基づき、市民参加に関する基本的な考え方・手法・手続きを体系化し、全庁的な市民参加の標準化と質的向上を図る。
位置づけ	条例の理念に基づき、大綱の推進項目「市民との協働によるまちづくりの推進」に対応する個別計画。
計画期間	令和 8 年度を始期として運用する（必要に応じ見直し）。

2. 市民参加の基本的な考え方

(1) 市民参加の基本原則（まちづくり基本条例 第 4 条）

原則	内容
① 協働の推進	市民・議会・市が対等な立場で協力し、共に考え行動する
② 機会の平等保障	すべての市民が等しく参加できる機会を確保する
③ 情報の共有	まちづくりに関する情報を市民・議会・市が相互に共有する

(2) 市民参加の 5 つの機能と主な手法

機能	主な手法
① 情報を提供する	広報誌・ホームページ・SNS・回覧板等
② 理解を深める	出前講座・シンポジウム・市民説明会等
③ 意見を求める	パブリックコメント・アンケート・公聴会等
④ 協議する	ワークショップ・市民会議・市民の広場 2.0 等
⑤ 提言・提案を受ける	市長へのまちづくり提言・共創プロジェクト・まちづくりチャレンジ協働事業等

(3) 参加しやすい環境整備の3つの視点

【視点1】 時間・方法の多様化

【視点2】 内容・進行の工夫

【視点3】 多様な市民への配慮

3. 市民参加の運用

(1) 市民参加を要する事業の分類

事業の分類（計画策定事業・ソフト事業・ハード事業）と市民参加度区分Ⅰ～Ⅳ（協働の度合い）を設定

(2) 市民参加手法の選択

判定フロー及び政策形成過程における事業分類と市民参加手法の対応表に基づき市民参加手法を選択

4. 市民参加の確認

(1) チェック体制

①事業所管課、②企画部門（行政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告）、③チェック結果の記録と公表

(2) チェック時期

事業実施前年度3月（実施計画）、事業実施年度末（実施結果）

5. 策定スケジュール

令和8年3月 行政改革推進第1専門部会・行政改革推進委員会

4月 行政改革推進本部会議

6月 行政改革推進委員会・総務文教常任委員会

7月 市民参加推進方針 策定